
宜野湾市津波避難計画

平成 28 年 3 月

宜 野 湾 市

目 次

第1章	総 則	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の適用範囲	1
第3	計画の修正	1
第4	用語の意味	1
第5	大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき	4
第2章	防災体制	5
第1	防災体制	5
第2	職員の連絡・参集体制	6
第3	津波警報等の収集・伝達	7
第4	防災業務従事者の避難対策	7
第3章	避難指示の発令	8
第1	避難指示の発令・解除の基準	8
第2	伝達方法及び担当者	9
第4章	地域の津波避難計画	12
第1	想定する津波	12
第2	避難対象地域の設定	13
第3	避難困難地域の検討	15
第4	地区ごとの津波避難計画	19
第5	要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援	23
第6	観光客・旅客等の避難支援	23
第5章	津波対策の教育・啓発	24
第1	津波対策の教育・啓発	24
第2	津波防災意識の啓発	24
第6章	津波避難訓練の実施	25
第1	総合防災訓練	25
第2	地区の津波避難訓練	25
第7章	施設等の整備	25
第1	標識等の整備	25
第2	津波避難ビルの選定	25
第3	海拔表示標識の整備	26
第4	避難路の整備	26

－参考資料－

- 要配慮者（避難行動要支援者）施設一覧
- 避難計画検討に資する避難所及び避難路の確認資料

第1章 総 則

第1 計画の目的

この計画は、最大クラスの津波（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）が発生した場合に、その発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から数十時間の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とする。

第2 計画の適用範囲

この計画は、地震・津波発生直後から津波終息までの期間における住民等の生命、身体の安全を確保するための応急対策を適用範囲とする。避難後の応急・復旧対策等については、地域防災計画の定めによるものとする。なお、津波終息とは、津波注意報が解除されたときとする。

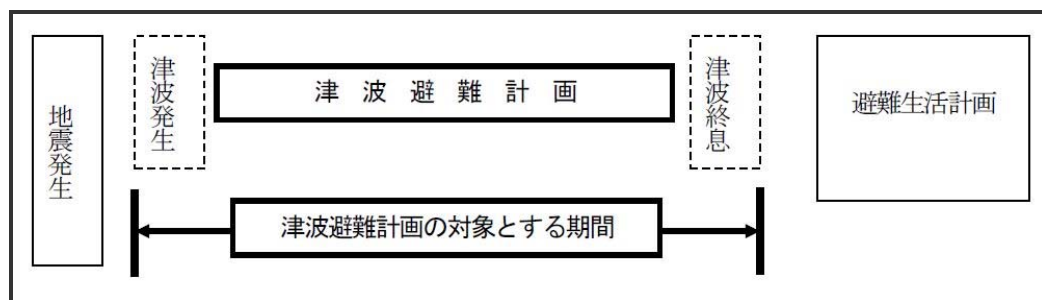


図 1-2-1 津波避難計画の対象とする期間

（消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」平成 25 年 3 月）

第3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第4 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

表 1-4-1 用語の意味

用語	用語の意味等	
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。	
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、バッファゾーンを設けて広い範囲で指定する。	
避難可能範囲	徒歩を前提として、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難することが可能な範囲をいう。歩行速度と避難距離から設定する。	
避難困難地域	津波到達予想時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。	
避難路	避難する場合の主要な道路である。	避難路及び避難経路を総称して、「避難路等」と表す。
避難経路	避難する場合の経路である。	
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。	指定緊急避難場所、避難目標地点及び津波避難ビルを総称して、「避難先」と表す。
指定緊急避難場所	津波の危険から緊急避難するために、原則として、避難対象地域の外に定める高台の施設や空地等の場所をいう。 市町村が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「指定避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。	
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げるのが困難な避難者が緊急に避難する避難対象地域内の建物をいう。	
指定避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。市町村が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。	
津波ハザードマップ	津波浸水想定区域を地図に示し、必要に応じて指定緊急避難場所等の付加的な防災関連情報を加えたものをいう。	

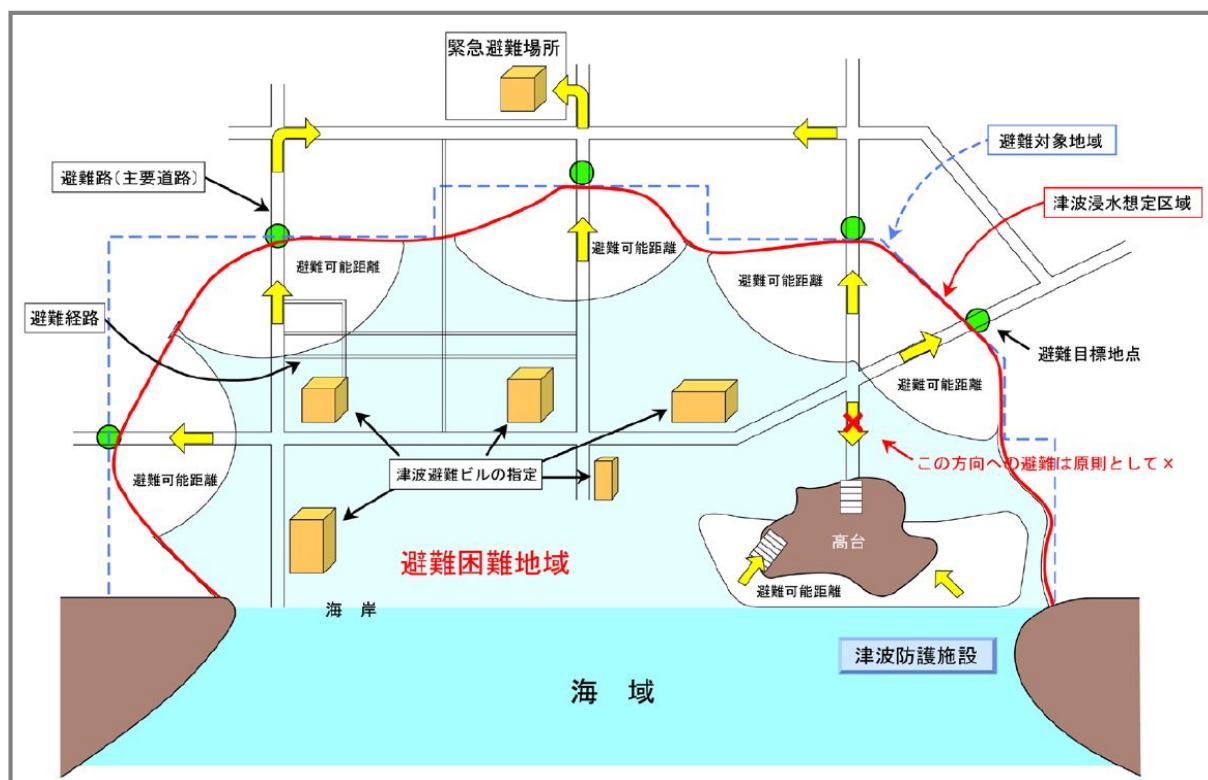


図 1-4-1 津波避難計画の概念図
(消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」平成 25 年 3 月)

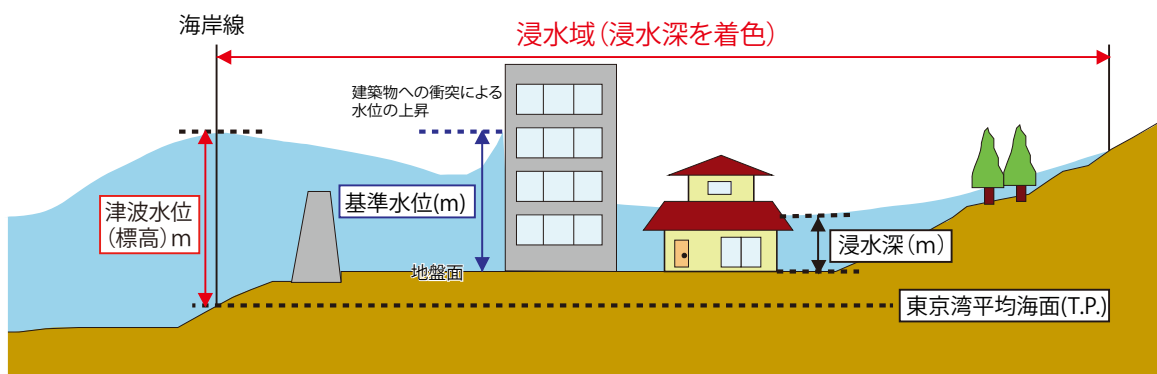


図 1-4-2 津波浸水想定区域のイメージ図

第5 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき

津波による災害が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報または津波注意報が気象台から発表される。ただし、マグニチュード8を超える巨大地震と判断される場合には、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における「最大級の津波を想定して」、大津波警報や津波警報が発表される。この場合、予想される津波の高さは、「巨大」、「高い」という言葉で発表される。また、正確な地震の規模が分かった場合に、予想される津波の高さは、1m、3m、5m、10m、10m超の5段階で発表される。

津波警報が発表された場合、住民は、以下の行動をとることが大切である。

- 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難すること。
- ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難すること。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないようにすること。

表 1-5-1 大津波・津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は特別警報に位置づけられている。

第2章 防災体制

第1 防災体制

地震及び津波に対する宜野湾市の防災体制は、次のとおりである。

表 2-1-1 宜野湾市の防災体制

配備体制	本部	配 備 基 準	配 備 内 容
(災害対策準備体制)	—	1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2 市内で 震度4 が観測された場合 3 沖縄本島地方に、 津波注意報 が発表された場合	1 防災担当及び関係課の指定職員は配置につく。 2 その他の職員は待機の体制をとる。
第2配備 (警戒体制)	災害警戒本部	1 市の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり、警戒を要する場合 2 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めた場合 3 市内で 震度5弱 が観測された場合 4 沖縄本島地方に、 津波注意報 が発表されたときで、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 5 沖縄本島地方に、「 津波 」の 津波警報 が発表された場合	1 各部・班の警戒本部要員は配置につく。 2 その他の職員は配置につく体制をとる。
第3配備 (救助体制)	災害対策本部	1 相当規模の災害が発生した場合 2 沖縄気象台が、市の全域又は一部の地域で 震度5強 が観測された場合 3 沖縄本島地方に、 津波警報 が発表されたときで、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 4 沖縄本島地方に、「 大津波 」の 津波警報 が発表された場合	災害救助の実施に必要な市災害対策本部要員は配置につく。
第4配備 (非常体制)	災害対策本部	1 災害により市の全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合 2 市の全域又は一部の地域で 震度6弱以上 が観測された場合	全職員が配置につく。

第2 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団を含む）の連絡・参集体制は「地域防災計画」、「職員初動体制表」に定めるもののほか、次による。

なお、地震発生時は職員自らが情報を覚知して自動的に参集を行うことを原則とする。

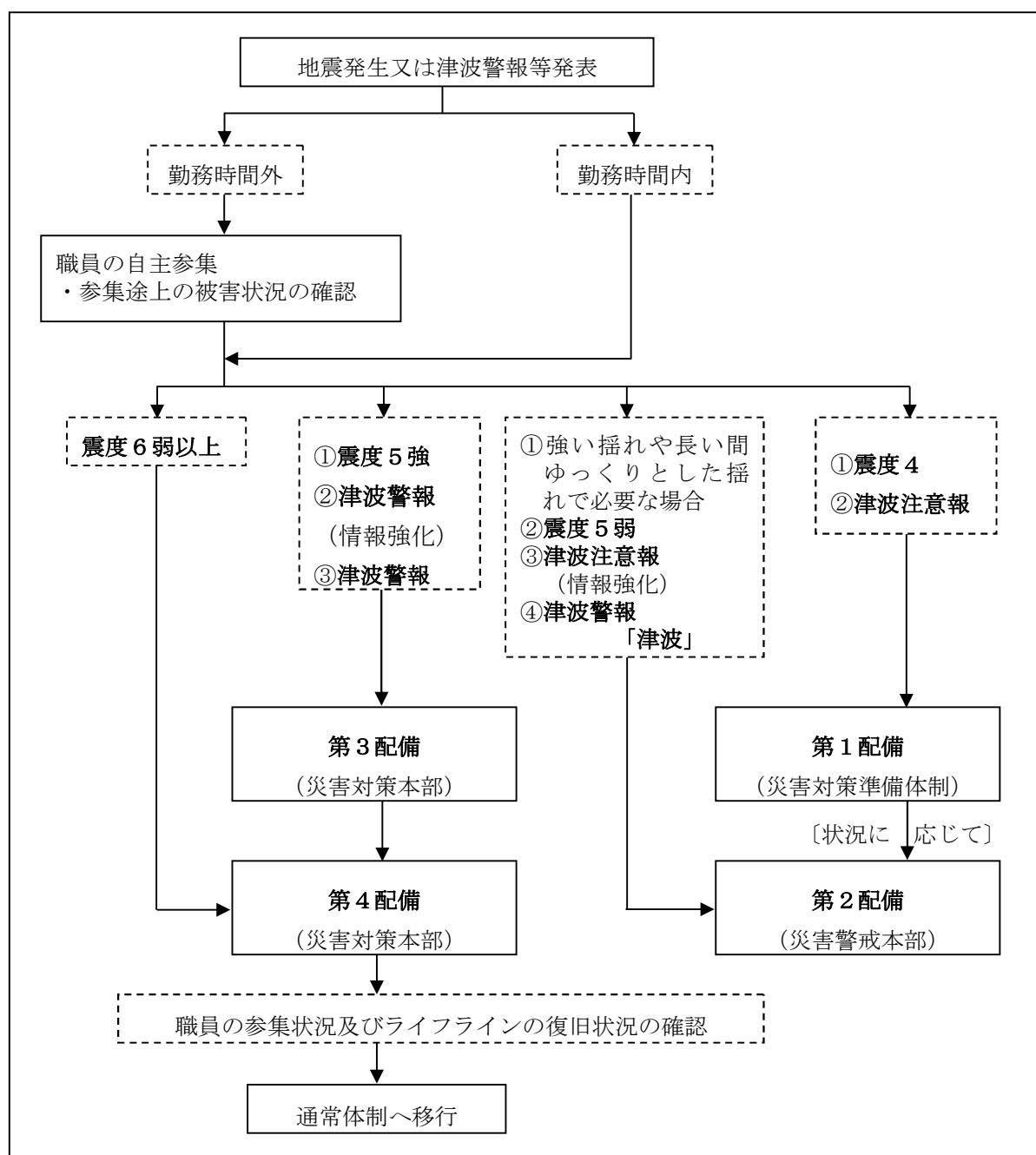


図 2-2-1 職員への連絡方法

第3 津波警報等の収集・伝達

(1) 津波警報等の収集・伝達

津波警報等の収集・伝達は、次のように行う。

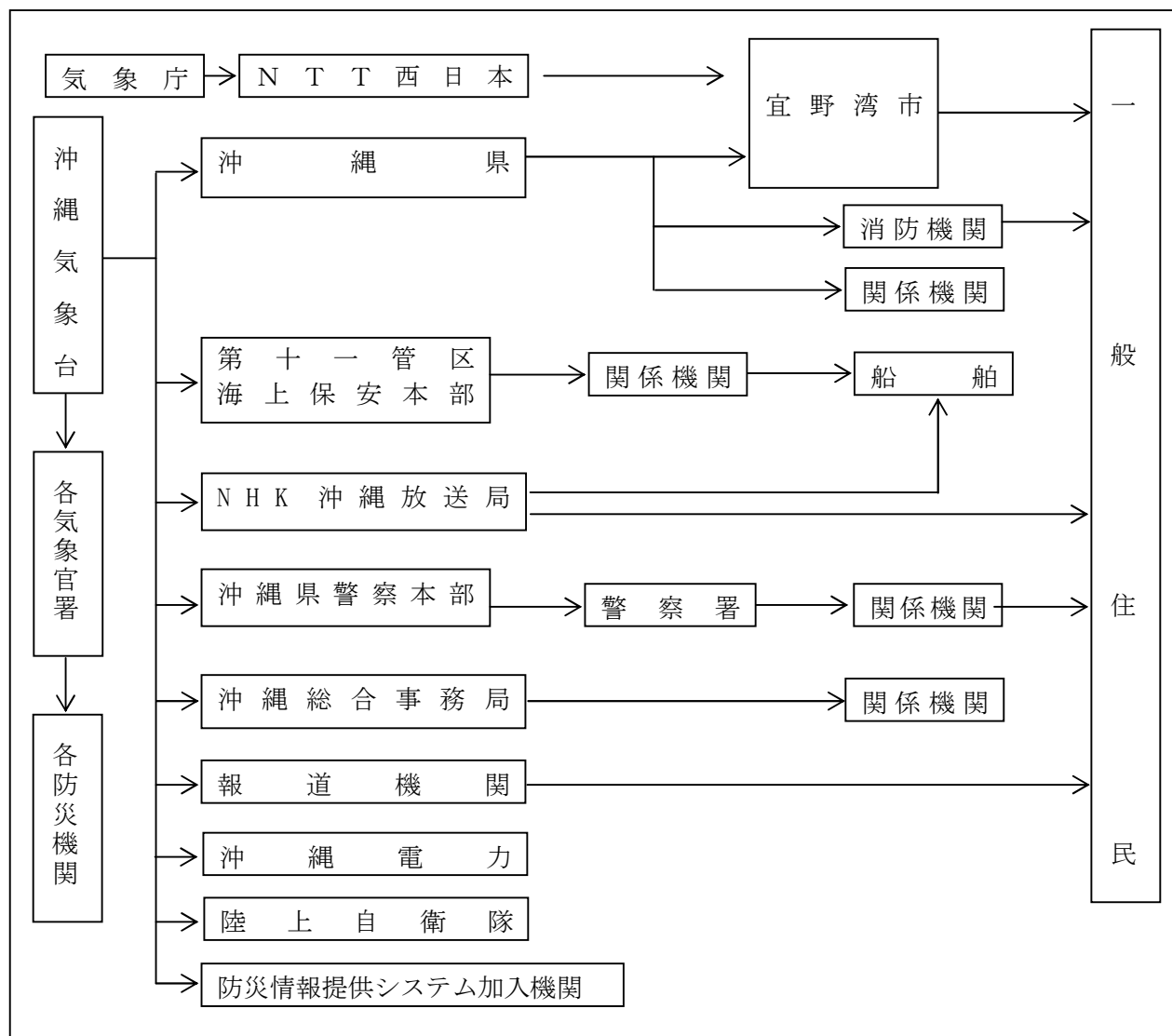


図 2-3-1 津波警報等の伝達経路

(2) 海面の監視

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、消防署及び消防団は、安全を確保した上で海面の監視を行う。

第4 防災業務従事者の避難対策

避難広報や避難誘導を行う職員、消防団員、警察官、民生委員などの安全確保については、従事する者の安全確保を最優先することとする。

第3章 避難指示の発令

第1 避難指示の発令・解除の基準

(1) 発令基準

津波が発生し、又は発生するおそれがあり避難が必要と認める場合には、避難対象地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難指示を発令する。

表 3-1-1 避難指示の発令基準

判断基準	津波の高さ 予想区分	解説文
津波注意報 が発表された場合	20cm～1 m	①海の中や海岸付近は危険です。 ②海の中にいる人はただちに海からあがって、海岸から離れてください。 ③潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。
津波警報 が発表された場合	1 m～3 m	①津波による被害が発生します。 ②沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 ③津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
大津波警報 が発表された場合	3 m～5 m 5 m～10m 10m超	①大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 ②沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 ③津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。

(2) 解除の基準

避難指示の解除基準は、津波警報・注意報が解除されたときとする。

第2 伝達方法及び担当者

避難指示の発令及び解除の住民等への伝達方法及び担当は、次のとおりである。

(1) 市民等への伝達

- ①総務部市民防災室が防災行政無線（固定系）及び携帯メールにより伝達する。
- ②消防本部、消防団が、広報車により巡回し伝達する。
- ③消防署がサイレンを吹鳴する。

(2) 施設への伝達

施設への伝達は次のように行う。

表 3-2-1 主な避難指示等の連絡担当と手段

伝達先	担 当	伝達方法（番号）
幼稚園・小学校・中学校	市教育委員会 指導課	電話（892-8289）
高等学校	県教育庁県立学校教育課	電話（866-2715）
保育所（園）	保育課	電話（内線 175）
伊利原市営住宅	建築課	電話（内線 514）
高齢者福祉施設	介護長寿課	電話（内線 168）
障害福祉サービス事業所	障がい福祉課	電話（内線 161）
宜野湾漁港関係者	観光農水課	電話（内線 442）
各公民館	市民生活課	電話（内線 437）
宜野湾浄化センター	県土木建築部下水道管理事務所	電話（898-5988）
倉浜衛生施設組合 宜野湾清水園	業務第二課	電話（898-5582）
宜野湾海浜公園	指定管理者	電話（897-2751）
沖縄コンベンションセンター	副館長	電話（898-3000）
ラグナガーデンホテル	総務課	電話（897-2121）
ムーンオーシャン宜野湾ホテル＆レジデンス	施設管理課	電話（890-1100）
海邦病院	管理部 総務課	電話（898-2111）

(3) 不特定多数への伝達

海岸、港湾、観光客等には、次のように伝達する。

- ①ビーチの観光客には、ビーチ管理者が拡声器等をもって呼びかける。
- ②ホテルの観光客には、市民防災室からの連絡により、各施設管理者がメガホンで呼びかける。その場合、各施設の敷地内のみならず、施設周辺もあわせて呼びかける。
- ③漁港の作業等には、観光農水課からの連絡により、港管理組合がメガホンで呼びかける。

(4) 避難指示の伝達文の内容

①避難指示の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、宜野湾市です。

■大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、〇時〇分に〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。

■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

②避難指示の伝達文の例（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、宜野湾市です。

■強い揺れの地震がありました。

■津波が予想されるため、〇時〇分に〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。

■ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

③避難指示の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、宜野湾市です。

■津波注意報が発表されたため、〇時〇分に〇〇地域に津波災害に関する避難指示を発令しました。

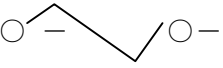
■海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

(5) 防災行政無線のサイレンパターン

津波に関する情報に関するサイレンパターンは以下のとおりである。

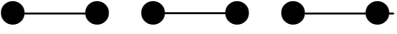
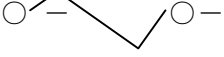
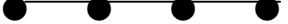
■ 津波注意報等

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警 報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

※ 1 「津波なし」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

■ 津波警報等

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報 標識	(3点と2点との斑打) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

※ 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

第4章 地域の津波避難計画

第1 想定する津波

本計画で想定する地震は、次のとおりである。

- ① 沖縄本島南東沖地震
- ② 久米島北方沖地震

表 4-1-1 宜野湾市代表地点（大山）における最大クラスの津波の到達時間及び最大遡上高等

想定地震	沿岸最大水位	最大遡上高	影響開始時間 ^{注1}	津波到達時間 ^{注2}
沖縄本島南東沖地震	3.5m	5.9m	35 分	44 分
久米島北方沖地震	7.7m	9.7m	19 分	32 分

注1：影響開始時間とは、地震発生から海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変動（初期水位±20 cm）が生じるまでの時間のことをいう。

注2：津波到達時間とは、地震発生から津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間のことをいう。

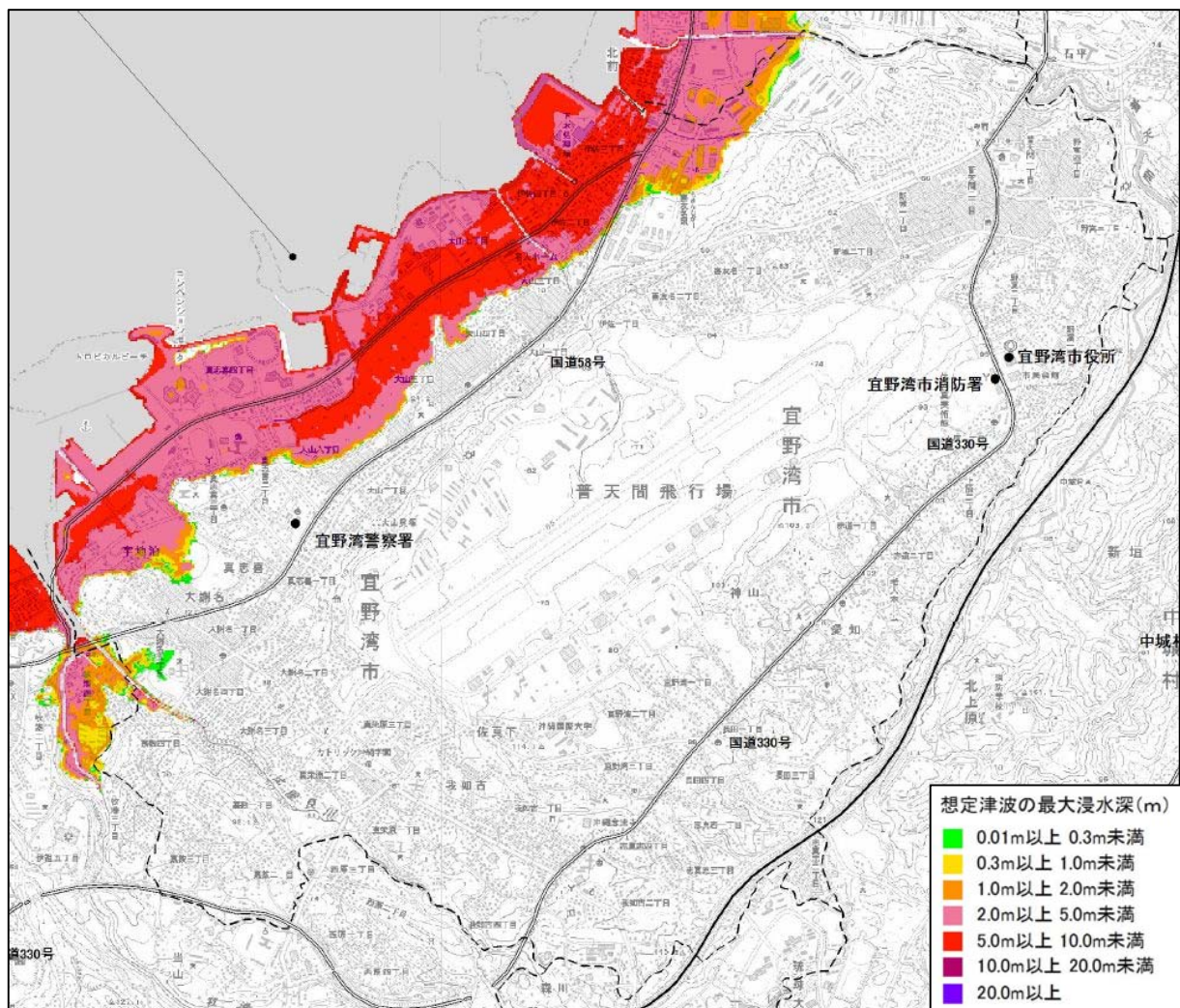


図 4-1-1 津波浸水予測図（平成 27 年 3 月沖縄県公表）

第2 避難対象地域の設定

避難対象地域は、地震発生後に津波被害が想定されるため、避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。

避難対象地域は、津波浸水想定区域に基づき指定するが、津波浸水想定区域は、津波浸水シミュレーション結果から設定されたものであり、津波浸水想定区域外であっても津波浸水する可能性があることを考慮し、避難対象地域は広めに設定する必要がある。

宜野湾市は、津波浸水想定区域を参考として、避難対象地域を以下のように設定する。宜野湾市が避難指示等を発令する場合は、発令の対象となった地域の住民に対して、迅速かつ正確に避難の必要性を伝達することとする。

宜野湾市では、沖縄県が公表した津波浸水想定結果を基に、津波浸水想定区域の人口を算出した。なお、津波浸水想定区域にかかる米軍基地については、詳細な人口の算出が出来ないため、検討の対象外とした。

表 4-2-1 避難対象地域

避難対象地域	世帯数	人口	浸水域内の人口
伊佐 2 丁目	602	1,374	1,079
伊佐 3 丁目	722	1,642	1,608
伊佐 4 丁目	301	647	655
嘉数 4 丁目	583	1,401	76
字宇地泊	1,517	3,574	2,482
字真志喜	211	492	189
字大謝名	359	854	78
真志喜 2 丁目	847	2,223	961
真志喜 3 丁目	894	2,302	944
真志喜 4 丁目	0	0	0
大山 3 丁目	842	1,694	689
大山 4 丁目	365	882	361
大山 5 丁目	303	710	426
大山 6 丁目	654	1,676	1,201
大山 7 丁目	113	289	290
大謝名 4 丁目	523	1,249	8
大謝名 5 丁目	713	1,710	257
合計	9,549	22,719	11,305

※世帯数、人口は平成 27 年 9 月時点

※浸水域内の人口は、津波浸水想定区域の面積比により算出

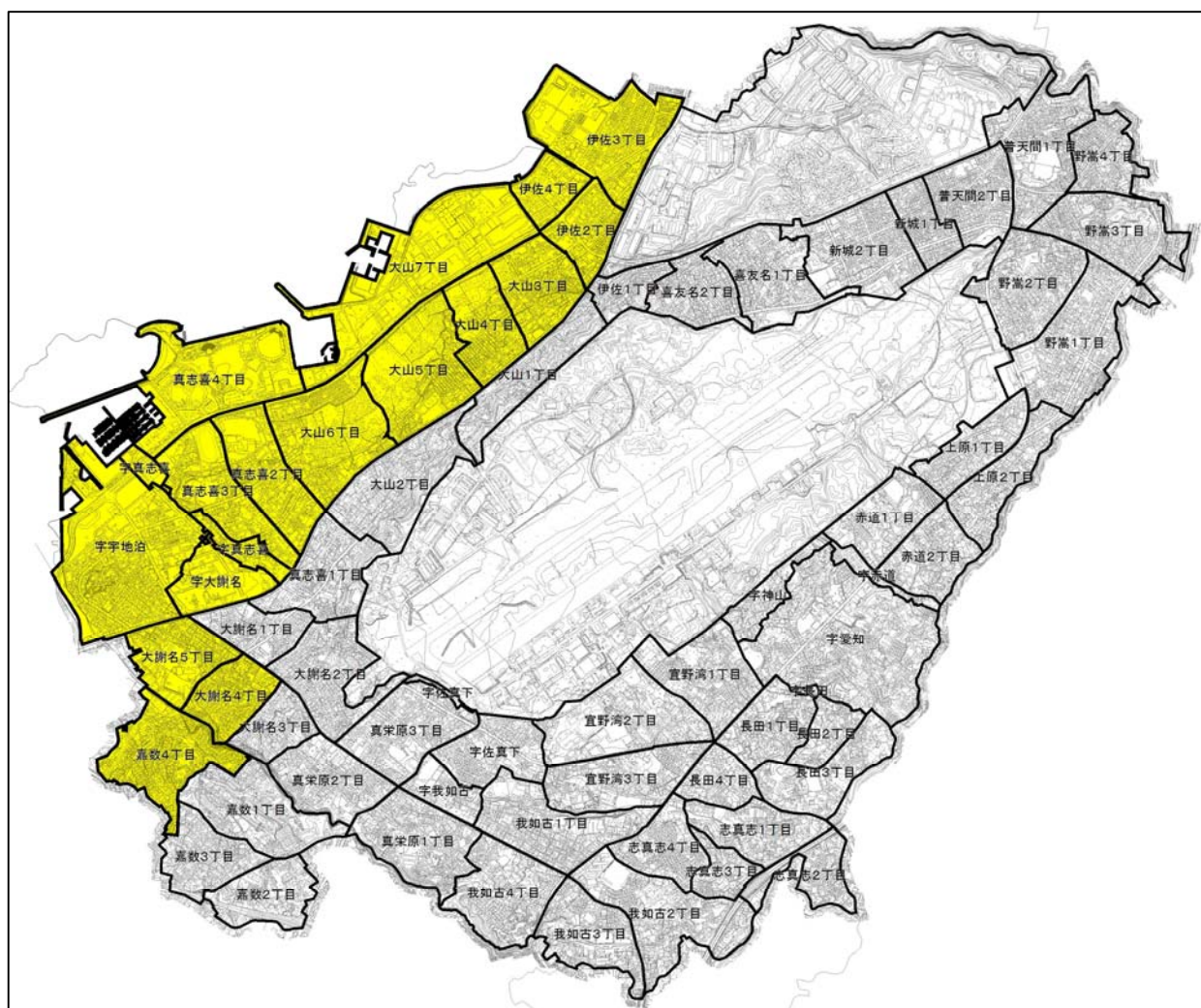


図 4-2-1 避難対象地域

第3 避難困難地域の検討

平成26年4月に沖縄県では、津波到達時間までに、津波浸水想定区域から安全な場所に避難することが困難な地域である「津波避難困難地域」を抽出している（図4-3-1参照）。図中の青枠内が津波避難困難地域を示しており、宜野湾市では大山7丁目の一部が該当している。

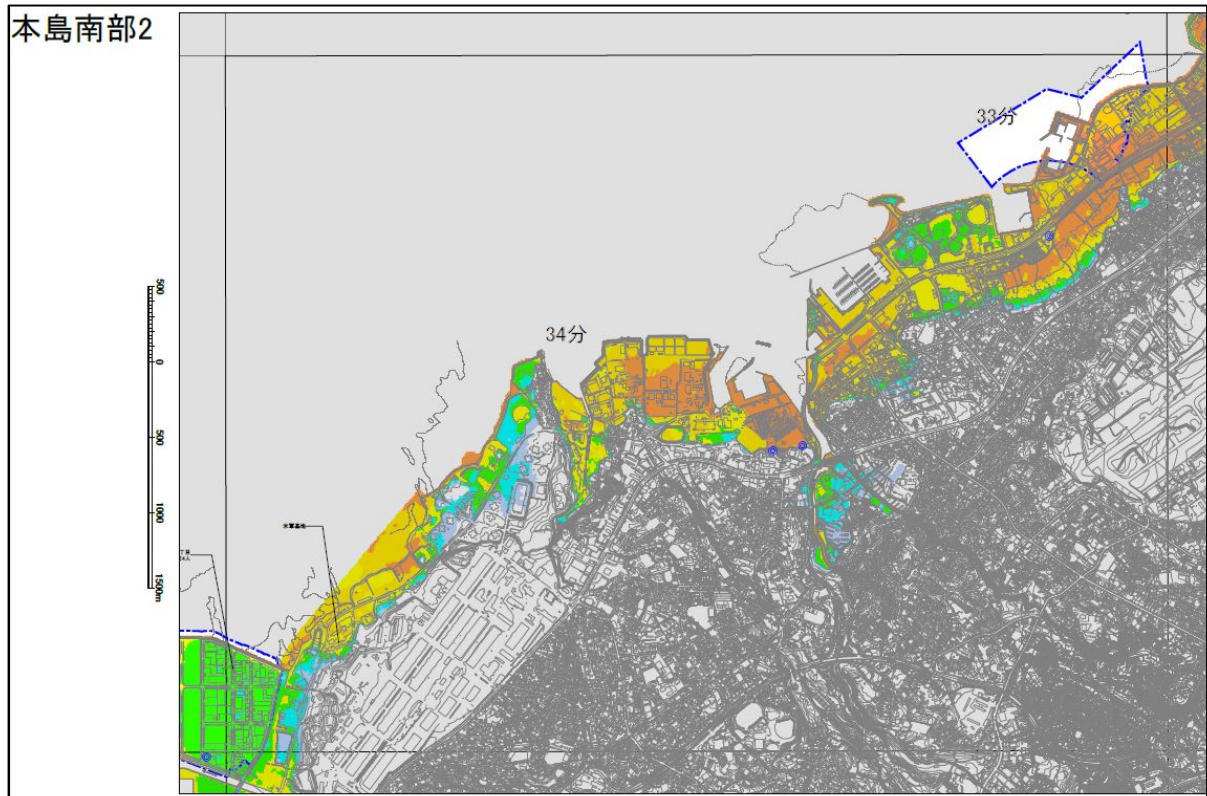


図4-3-1 津波避難困難地域（本島南部2）

宜野湾市では、沖縄県が津波避難困難地域を抽出した後に、新たに津波避難ビルを指定した。本計画では、新たに指定された津波避難ビルにも避難することを想定し、再度津波避難困難地域を検討した。

（1）避難可能範囲の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な範囲を設定する。

避難可能範囲は、次の式を参考に算出する。

$$\text{避難可能範囲} = (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間} - \text{避難開始時間})$$

① 歩行速度

歩行速度は、沖縄県津波避難計画策定指針（平成25年3月）に従い、健常者は1.0m/秒、避難行動要支援者は0.5m/秒と設定する。津波避難計画では、避難行動要支援者を対象とし、歩行速度を設定する。

② 津波到達予想時間

津波シミュレーション結果から、津波到達予想時間を設定する。本計画では、浸水が開始すると想定される第1波到達時間を津波到達時間とし、津波到達予想時間は32分とする。

③ 避難可能時間

内閣府が平成24年8月に公表した資料では、住民の避難開始時間は、地震後すぐに避難する場合でも、発災5分後と設定されている。

そのため、避難可能時間は 津波到達時間－5分 とする。

④ 避難可能距離の算出

①～③の設定条件より算出した避難可能距離を下表に示す。

表 4-3-1 避難可能時間と避難可能距離

第1波到達時間	避難可能時間	健常者の 避難可能距離	要支援者の 避難可能距離
32分	27分	1,620m	810m

(2) 津波避難ビル

宜野湾市では、西海岸地区において民間ビル所有者等の方々と「津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書」を締結している。平成26年度以降に新たに13棟の所有者と協定締結し、現在23棟の津波避難ビルを指定している。

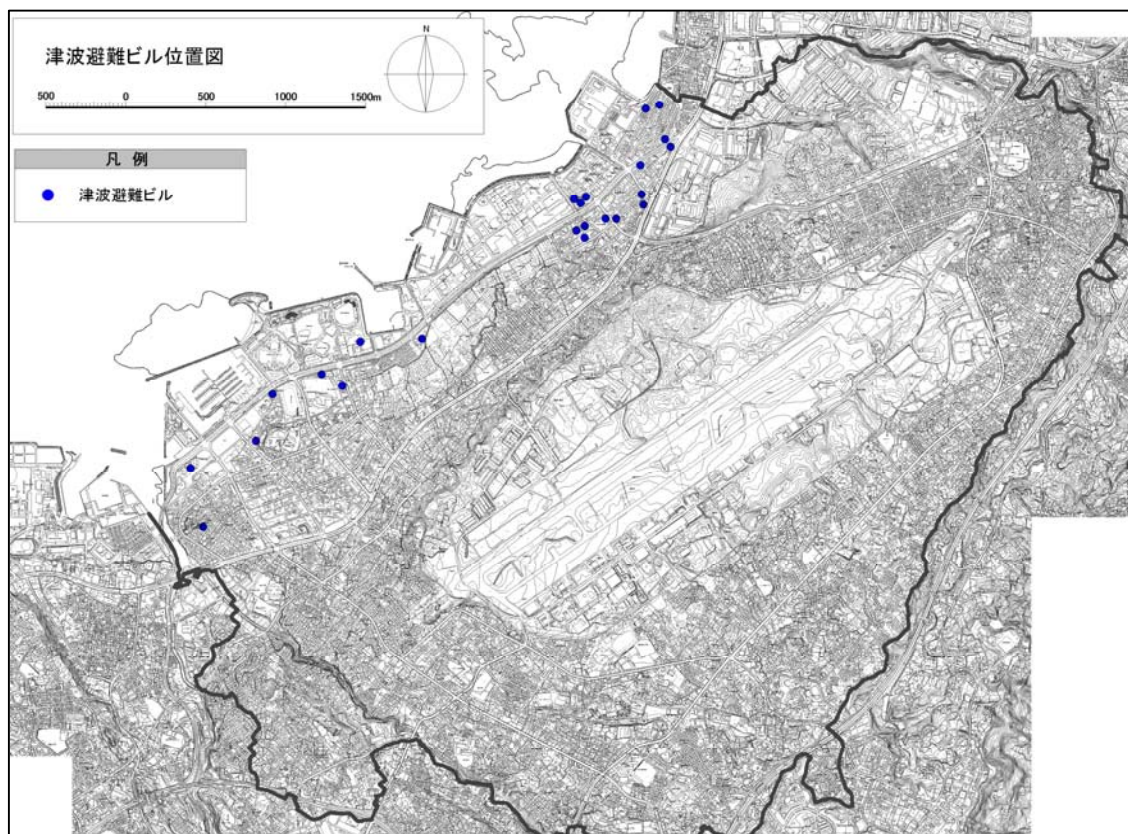


図 4-3-2 津波避難ビル位置図

表 4-3-2 津波避難ビル一覧

名称	住所	収容人員
グラシアス・樹	伊佐 3 丁目 23 番 15 号	20
PURECOURT I	伊佐 3 丁目 23 番 5 号	20
サンセットたくしマンション	伊佐 3 丁目 1 7 番 1 号	200
シーサイド I S A	伊佐 3 丁目 8 番 2 5 号	50
フラワーキャッスル宜野湾	伊佐 3 丁目 3 番 7 号	200
大栄マンション	伊佐 2 丁目 7 番 1 1 号	100
SPACE-D	伊佐 2 丁目 6 番 1 0 号	15
トクムラ ANNEX III	伊佐 2 丁目 9 番 1 9 号	150
大栄マンション II	伊佐 2 丁目 2 1 番 1 3 号	100
伊利原市営住宅 A 棟	伊佐 4 丁目 3 番 1 4 号	750
伊利原市営住宅 B 棟	伊佐 4 丁目 3 番 1 5 号	1,000
伊利原市営住宅 C 棟	伊佐 4 丁目 3 番 1 6 号	920
フラワーキャッスル大山	大山 3 丁目 2 9 番 1 4 号	150
トクムラ ANNEX II	大山 3 丁目 2 9 番 1 1 号	70
トクムラ ANNEX V	大山 3 丁目 2 3 番 1 2 号	80
県営大山高層住宅	大山 6 丁目 3 3 番 1 号	1,300
ラグナガーデンホテル	真志喜 4 丁目 1 番 1 号	3,000
マンション・カオス	真志喜 2 丁目 2 6 番 1 5 号	130
マッキー 8 0 2	真志喜 2 丁目 2 8 番 1 1 号	220
PTC ビル	真志喜 3 丁目 2 9 番 1 号	250
池田産業ビル	真志喜 334 番地 2	20
ムーンオーシャン宜野湾ホテル&レジデンス	宇地泊 558 番地 8	2,110
M マンション	宇地泊 498 番地	40

(3) 避難困難地域の抽出

(1)から(2)までの検討に基づき、避難目標地点まで到達可能な範囲を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出する。なお、距離の算出は原則として直線距離とした。

津波避難ビルから避難可能距離を図面に展開したものを図 4-3-3 に示す。この結果によると、全ての避難対象地域において、第 1 波到達時間までに浸水想定区域外もしくは津波避難ビルへの避難が可能である。

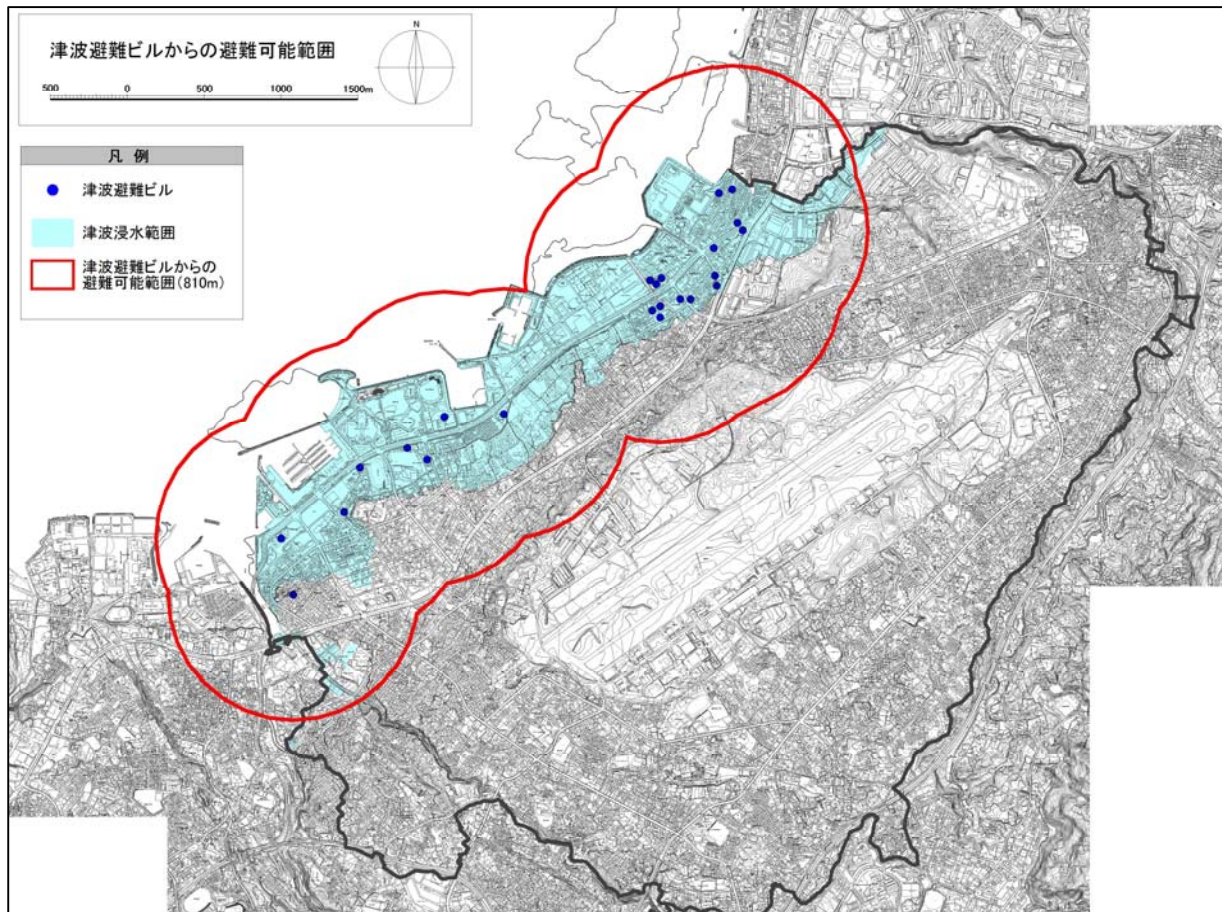


図 4-3-3 津波避難ビルへの避難可能範囲

第4 地区ごとの津波避難計画

各地域の避難路、指定緊急避難場所・指定避難所、津波避難ビルは次のとおりである。

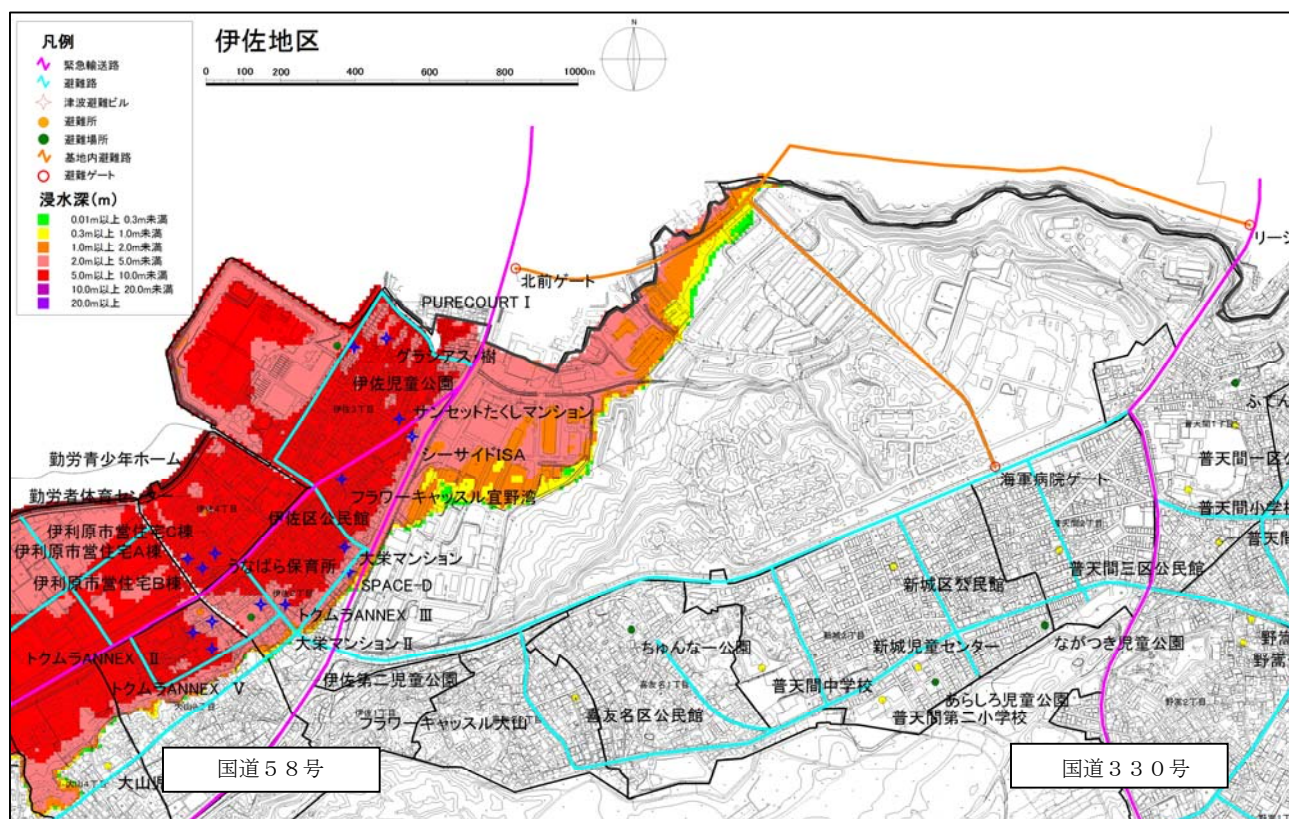
(1) 伊佐地域

伊佐地域（伊佐2丁目、伊佐3丁目、伊佐4丁目）の避難路、指定緊急避難場所、指定避難所、津波避難ビルは以下のとおりである。

伊佐地域の指定緊急避難場所及び指定避難所は浸水区域内で使用不可なため、近隣のちゅんな一公園、喜友名区公民館、普天間中学校へ避難するか、基地内避難路を通して普天間小学校へ避難する。

表 4-4-1 伊佐地域の避難先及び避難路

避難対象地域	指定緊急避難場所 ・指定避難所	津波避難ビル	避難路
伊佐2丁目	ちゅんな一公園、 喜友名区公民館、 普天間中学校、 普天間小学校	大栄マンション、大栄マンションⅡ トクムラ ANNEX Ⅲ、SPACE-D、	国道58号宜野湾 バイパス、 国道58号、 国道330号、 市道、 基地内避難路
伊佐3丁目		PURECOURTⅠ、フラワーキャッスル宜野湾、 グラシアス・樹、シーサイドISA、 サンセットたくしマンション、	
伊佐4丁目		伊利原市営住宅A棟、伊利原市営住宅B棟、 伊利原市営住宅C棟	



(2) 大山地域

大山地域（大山3丁目、大山4丁目、大山5丁目、大山6丁目、大山7丁目）の避難路、指定緊急避難場所、指定避難所、津波避難ビルは以下のとおりである。

大山地域は、避難場所が浸水区域内で使用不可のため、津波避難ビルに避難するか、一旦国道５８号の方向を目指して真志喜１丁目の真志喜区公民館や基地内避難路を通じて佐間下公園に避難する。

表 4-4-2 大山地域の避難先及び避難路

避難対象地域	指定緊急避難場所 ・指定避難所	津波避難ビル	避難路
大山３丁目	真志喜区公民館、 佐間下公園	フラワーキャッスル大山、 トクムラ ANNEX Ⅱ、 トクムラ ANNEX Ⅴ	国道５８号宜野湾バイ パス、 国道５８号、 市道、 基地内避難路
大山４丁目		－	
大山５丁目		－	
大山６丁目		県営大山高層住宅	
大山７丁目		－	

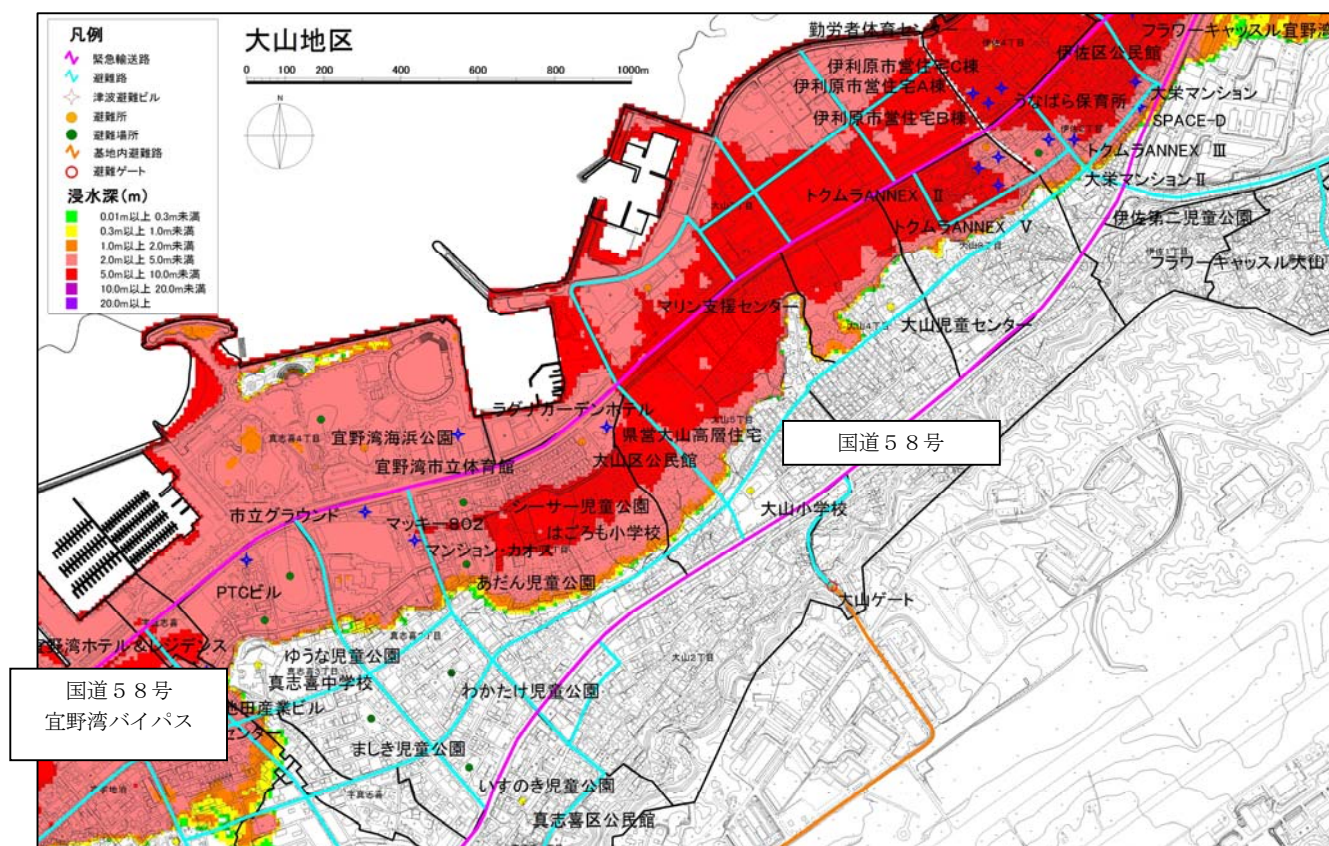


図 4-4-2 大山地域の避難先及び避難路

(3) 真志喜地域

真志喜地域（真志喜2丁目、真志喜3丁目、真志喜4丁目、字真志喜）の避難路、指定緊急避難場所、指定避難所、津波避難ビルは以下のとおりである。

真志喜4丁目、字真志喜は、避難場所が浸水区域内で使用不可のため、津波避難ビルに避難するか、真志喜2丁目のわかたけ児童公園、いすのき児童公園や真志喜3丁目のましき児童公園に避難する。

表 4-4-3 真志喜地域の避難先及び避難路

避難対象地域	指定緊急避難場所 ・指定避難所	津波避難ビル	避難路
真志喜2丁目	わかたけ児童公園、 いすのき児童公園	マッキー802、 マンション・カオス	国道58号宜野湾バイパス、 市道
真志喜3丁目	ましき児童公園	PTCビル	
真志喜4丁目	わかたけ児童公園、 いすのき児童公園、 ましき児童公園	ラグナガーデンホテル	
字真志喜	ましき児童公園	池田産業ビル	

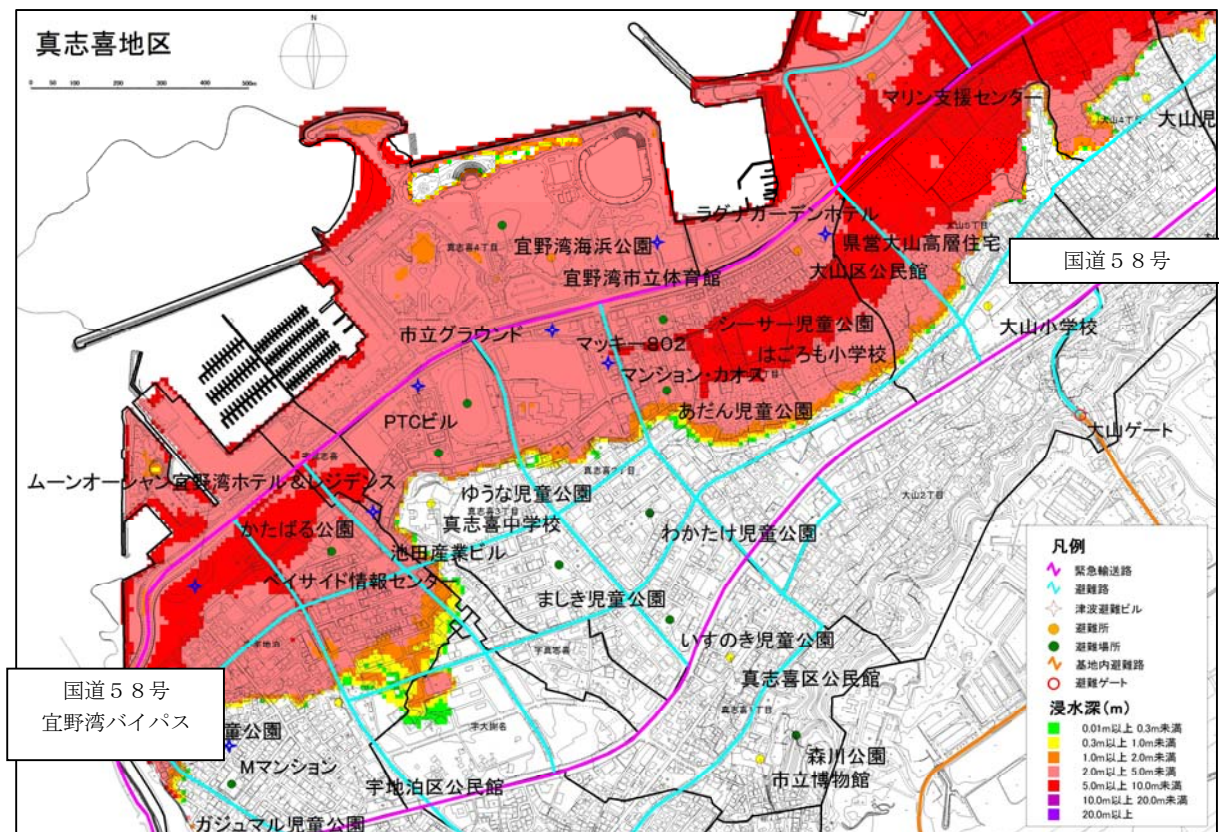


図 4-4-3 真志喜地域の避難先及び避難路

(4) 大謝名・宇地泊・嘉数地域

大謝名・宇地泊・嘉数地域（大謝名 4 丁目、大謝名 5 丁目、字大謝名、字宇地泊、嘉数 4 丁目）の避難路、指定緊急避難場所、指定避難所、津波避難ビルは以下のとおりである。

大謝名 4 丁目、字大謝名は、避難場所が浸水区域内で使用不可のため、隣接の大謝名 5 丁目、字宇地泊の指定緊急避難場所に避難する。

表 4-4-4 大謝名・宇地泊・嘉数地域の避難先及び避難路

避難対象地域	指定緊急避難場所 ・指定避難所	津波避難ビル	避難路
大謝名 4 丁目	大謝名区公民館、 大謝名小学校、 大謝名団地公民館、 大謝名児童センター	－	国道 5 8 号宜野湾バイパス、 国道 5 8 号、 市道
大謝名 5 丁目		－	
字大謝名	ガジュマル児童公園、 宇地泊区公民館	－	
字宇地泊		ムーンオーシャン宜野湾ホテル＆ レジデンス、M マンション	
嘉数 4 丁目	青空公園、 嘉数ハイツ公民館	－	

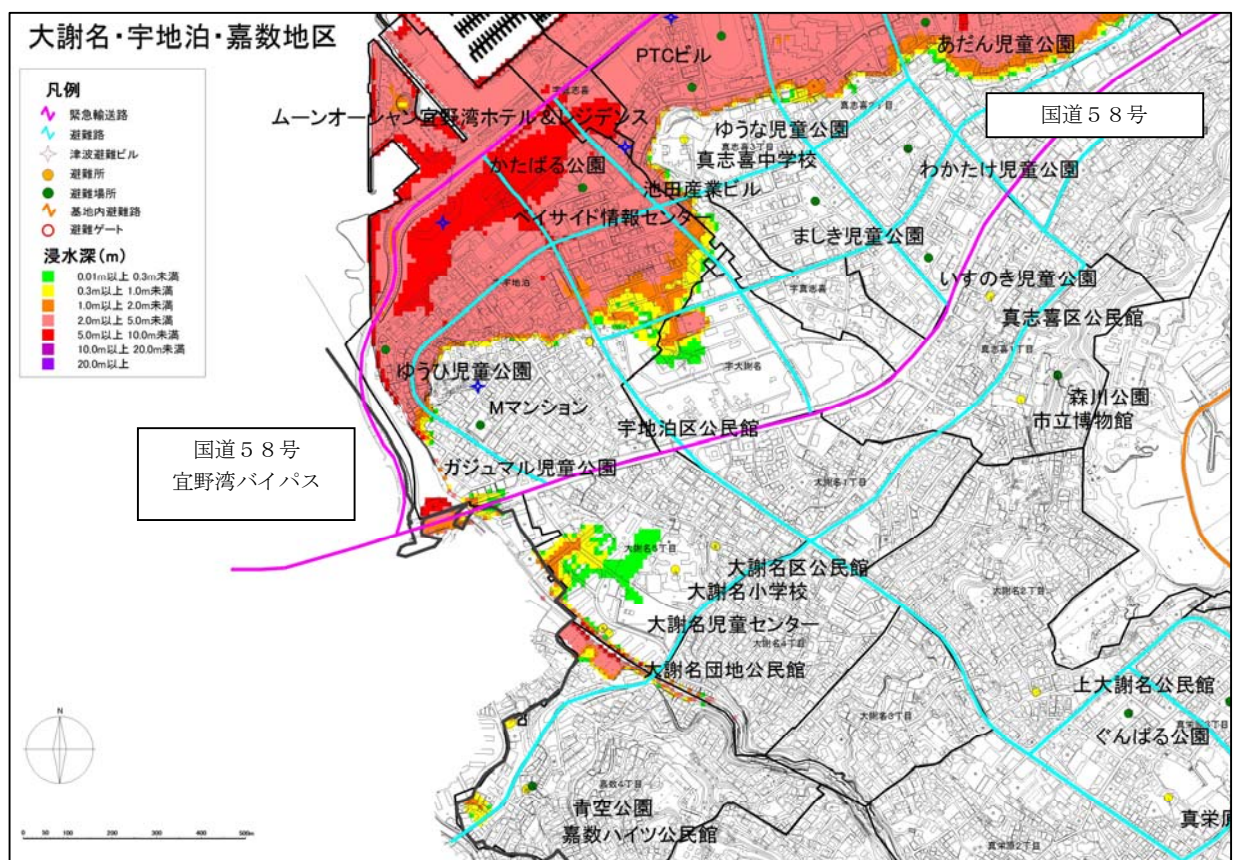


図 4-4-4 大謝名・宇地泊・嘉数地域の避難先及び避難路

第5 要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援

避難対象地域内の要配慮者（避難行動要支援者）の支援は、次のように行う。

（1）要配慮者（避難行動要支援者）施設

要配慮者（避難行動要支援者）の避難方法は原則徒歩とするが、歩行困難者は施設の車両を使うなど、対象者に応じて事前に避難支援方法について検討しておく必要がある。要配慮者（避難行動要支援者）施設の一覧を巻末資料に添付する。

（2）在宅要配慮者（避難行動要支援者）

在宅の要配慮者（避難行動要支援者）の支援は、別に定める「宜野湾市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、各地区の自主防災組織、民生児童委員、自治会が支援を行う。

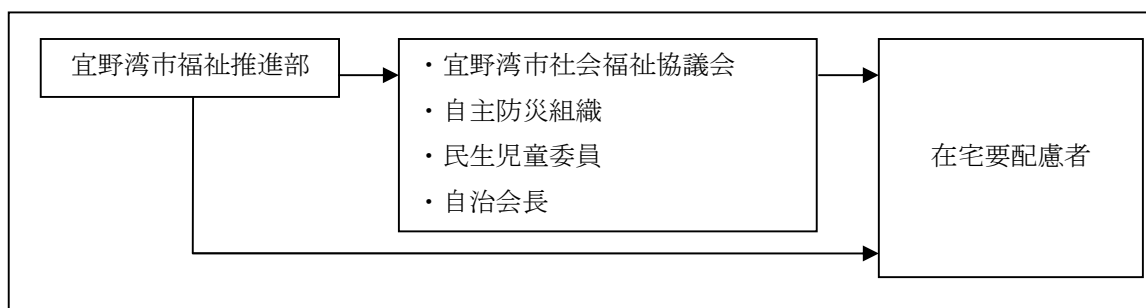


図 4-5-1 連絡系統及び支援体制

第6 観光客・旅客等の避難支援

（1）観光客・旅客等の避難計画

本市における観光客・旅客施設の避難計画は、次のとおりである。

表 4-6-1 観光客・旅客施設の津波避難計画

施設・ビーチ	指定緊急避難場所	指定避難所	誘導者
宜野湾海浜公園、トロピカルビーチ、沖縄コンベンションセンター	わかたけ児童公園、 いすのき児童公園、 ましき児童公園	嘉数中学校	宜野湾海浜公園等指定管理者、沖縄コンベンションセンター指定管理者

（2）看板・誘導標識の設置

市外からの来訪者、港湾・海岸利用者などの地理不案内の者に対して、避難場所等の案内看板等の設置を進める。

（3）津波啓発、避難訓練の実施

津波に関する啓発用チラシを集客施設などに配布したり、包装紙等への印刷といった工夫、ホームページやスマートフォンを活用した啓発などを実施する。

第5章 津波対策の教育・啓発

第1 津波対策の教育・啓発

市は、小中学校の学校教育において、津波避難教育の時間を設定し、津波の知識、避難場所の確認、避難方法等について、児童・生徒に教育を行う。

第2 津波防災意識の啓発

市は、市民に対する津波防災意識の啓発として、以下の対策を実施する。

(1) 津波に対する心得

津波避難において、住民等が是非とも認識しておく必要がある「津波に対する心得」は次のとおりである。この心得を絶えず住民等の心に止めておくためには、様々な機会に多様な手段により、津波防災に関する啓発、教育を実施する。

このため、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて啓発、教育を実施する。

表 5-2-1 津波に対する心得

1	強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
2	地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
4	津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
5	津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。

(2) ハザードマップの作成・配布

県が実施した津波シミュレーションの浸水予測図に基づき、津波の到達範囲、指定緊急避難場所、避難路、津波避難ビルを表示したハザードマップを作成し、住民に配布する。

また、作成にあたっては、地域ごとにワークショップを開催し、住民への周知を図る。

(3) ホームページの作成

市のホームページにハザードマップ、県が作成した海拔高度図及び津波の知識をまとめた資料を掲載し、津波の知識の周知を図る。

第6章 津波避難訓練の実施

第1 総合防災訓練

市は、住民、自主防災組織、関係機関等が参加する総合防災訓練を1年に1回以上開催する。総合防災訓練においては、津波避難を位置づけ、避難行動を検証するものとする。

第2 地区の津波避難訓練

各地区の自治会、自主防災組織は、地区の住民が参加する津波避難訓練を実施する。市、消防署は、訓練を実施するよう働きかけ、必要な資機材の提供等を行い、これを支援する。

第7章 施設等の整備

第1 標識等の整備

市は、津波避難ビル・指定緊急避難場所の施設や避難路には、看板や避難誘導標識を設置する。現在本市では、太陽電池式避難誘導標識を市内3箇所（伊佐、海浜公園、野嵩）に設置している。



図 7-1-1 避難誘導標識
(市道伊佐大山線 大山児童センター)



図 7-1-2 避難誘導標識
(宜野湾海浜公園海浜内)

第2 津波避難ビルの選定

市は、避難困難区域周辺にある堅牢な建物を調査し、津波避難ビルとして活用できるように所有者等と協定を締結する。

第3 海拔表示標識の整備

市は、県の海拔高度図等を基にして、街角に海拔高度の標識を設置する。また、津波避難ビル・指定緊急避難場所の施設には、海拔を表示した看板等を設置する。

なお、作成にあたっては、県の「海拔表示等にかかるガイドライン」に準じたデザインとなるように留意する。

※表示単位は、1m毎とする		
区 分	色	図 案
5 m以下	下色を赤、文字は白抜き	海拔表示 図 1
6 m以上19m以下	下色を黄色、文字は黒	海拔表示 図 2
20m以上	下色を濃い青色、文字は白抜き	海拔表示 図 3

海拔表示 図 1



海拔表示 図 2



海拔表示 図 3



図 7-3-1 「海拔表示等にかかるガイドライン」によるデザイン

第4 避難路の整備

市は、住民が安全に避難できるよう避難路の整備を行う。

また、東日本大震災を受け、津波が発生した場合、米軍基地内を避難経路として通行できるよう協定締結済みである。津波警報が発令された場合、普天間飛行場の大山ゲートから佐真下ゲート、キャンプ瑞慶覧の北前ゲートからリージョンゲート・普天間ハウジングゲートを避難経路として通行可能となる。



図 7-4-1 津波警報時の基地内避難ルート